

シルバー人材センター等からの役務の提供業務について

大阪広域水道企業団契約規程第12条第2号に基づく、令和7年度における役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

	契約名	履行場所	契約概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
1	四條畷水道施設毎日点検業務	四條畷市岡山東五丁目155番4 ほか	水道施設点検業務 1式 水質検査業務 1式	令和7年4月から 令和8年3月まで	・ 本業務は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に則った業務内容である。 ・ また、契約の相手方は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に該当するシルバー人材センターであり、本業務の内容を熟知し、高齢者の雇用確保を推進している公益財団法人である。